

○29番佐野弘美君（登壇・拍手）（発言する者あり）日本共産党の佐野弘美です。

質問に先立ち、このたびの台風・大雨災害によって被害に遭われた皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従い、知事及び教育長に質問いたします。

初めに、自衛隊の新たな演習場外訓練等についてです。

陸上自衛隊は、今月16日から、北部方面隊総合戦闘力演習——総合訓練を行っています。北部方面隊によれば、人員が約1万7000人、車両が3200両、航空機が約50機、艦艇が2隻参加するという、極めて規模の大きい地上訓練です。この訓練では、自衛隊施設や演習場以外の道内の施設等が広範囲に使用されると伝えられています。

このような訓練は過去に例がなく、演習場外で行うことは、市民生活にも重大な影響を及ぼすことが予想されます。

道民の安全、平穏な暮らしに影響を及ぼすこのような事態を知事はどのように把握し、どう受けとめているのか、伺います。

道内では、8月に、陸上自衛隊と米海兵隊との共同訓練が過去最大の規模で実施され、墜落・死亡事故や故障を起こし続けているオスプレイが、夜間訓練や、事前通知がされない飛行訓練を繰り返し、道民に不安を与えたばかりです。

今回の訓練において、弟子屈町では、あろうことか、小学校のグラウンドの跡地で、地対艦ミサイル発射台の設置訓練を行うなど、道内全域の市町村で演習場外の訓練が計画されています。

このように、北海道の軍事基地化ともいふべき事態が進められていることについて、道民の安心、安全を守る立場の知事はどう対応されるのでしょうか。

市町村任せではなく、道として、北海道を軍事基地化するような演習場外訓練の実施に対して反対の意思を表明すべきと考えますが、いかがか、伺います。

次に、生活保護についてです。

2013年度からの生活保護基準の大幅な切り下げが受給者の生活を脅かしています。生活保護の捕捉率が2割程度と言われる中で、生活保護の受給資格があるのに受けられないでいる人の収入に合わせて生活保護基準を切り下げ続ければ、生活水準が果てしなく低下します。

立教大学の木下武徳教授が、2015年に、道内で生活保護受給世帯を対象に行った調査では、1日に2食しか食べない世帯が38%に上り、そのうち、7割が経済的理由でした。

住居については、築年数が21年から30年が30%と最多で、31年から40年が27%、41年以上が17%と、かなり古く、すき間風が吹き、台所や専用トイレがないなどの劣悪な住環境に置かれているケースもありました。

親族の冠婚葬祭に出席できなかった世帯は64.8%で、うち、8割超が金銭的な理由と答えました。

生活保護の家賃基準では、築年数が経過した住居を選択せざるを得ず、香典や、結婚、出産のお祝いなどを捻出できない実態が明らかになりました。

食事を制限し、人づき合いもままならないこうした生活は、憲法が保障する健康で文化的な最低限度の生活を満たしているとは到底言えません。

知事は、こうした実態についてどう受けとめるのでしょうか。また、道としてどう対応するのか、伺います。

特に、冬の暖房費はまさに命綱です。冬季加算の削減によって、生活扶助からの暖房費用の支出を余儀なくされ、さらに生活を切り詰めざるを得ません。

築年数が20年以上ともなれば、断熱性能が低下し、すき間風も入ります。ストーブを常時つけていないと暮らせないのに、火をとめたり小さくしたりして、日中でも布団にくるまってじっと耐え、低栄養も重なることで、体力、免疫力の低下につながり、体調を崩しかねません。

生活保護基準に満たない低所得を標準とし、さらに、生活保護の冬季加算を減額することは、健康で文化的な最低限度の生活どころか、命を脅かす事態を招くものであり、到底認められません。

道は、冬の道民の命に直結する冬季加算の減額を認めず、受給者への支援を実施すべきではありませんか、伺います。

憲法25条で保障された生存権を具現化した制度が生活保護制度であり、憲法が保障する健康で文化的な最低限度の生活を満たすことができない生活保護制度の基準は、見直さなければならぬと考えますが、道の認識と対応を伺います。

次に、アイヌの遺骨の返還促進等についてです。

道では、2020年4月の民族共生象徴空間のオープンに向けて取り組みを進めているほか、イランカラテキャンペーンの推進などに取り組まれています。一方で、8月19日に、北海道大学医学部に収蔵されていたアイヌの遺骨の63体が浦幌アイヌ協会に返還され、アイヌの伝統儀式によって埋葬されました。今月16日には、紋別アイヌ協会に4体が返還されました。浦河でも、昨年、遺骨の返還が行われています。

北海道大学に親族の遺骨の返還を求めて拒否されたアイヌの訴えがきっかけとなり、学術研究の名のもとに持ち去られたアイヌの遺骨がコタンに帰ってきているということです。

北海道の知事として、このことをどのように受けとめているのか、伺います。

しかし、アイヌの遺骨は、なお、1700体以上が持ち去られ、大学等に保管されたままです。大学等は、身元がわかった遺骨は返還すると言いますが、持ち去った場所が明らかな遺骨は、地元アイヌ協会などを通じて、もとの場所に戻すのが当然だと考えます。

長い年月が経過し、受け入れ側の環境も変わってきていることから、返還の促進について知事はどのように考えるのか、伺います。

遺骨の返還を機に、アイヌの伝統儀式が改めて見直され、民族の意識や誇りを取り戻すきっかけになっています。

知事が民族共生をうたうのであれば、民族の誇りを奪う同化政策などの歴史を正しく伝えることが大切です。

また、アイヌを取り巻く環境に鑑みますと、進学率や生活の向上への対策が欠かせない重要課題だと考えます。

知事の見解と今後の取り組みについて伺います。

次に、カジノの道内への誘致による悪影響等についてです。

I R誘致の動きが国内外で活発化し、海外のカジノ事業者は、新たな市場として日本に期待をしていると報道されています。

国会の解散が目前と言われ、I R実施法の行方がわからなくなる中、また、これまで、政府は、世界最高水準のカジノ規制を誇ってきましたが、検討会議などの段階で、既にその規制に対する不満も出ています。

参入企業が、収益を見込めないからと規制に難色を示すことなどによって、規制が緩められるおそれはないのでしょうか。知事はどう見越しているのでしょうか、伺います。

北海道立精神保健福祉センター所長の田辺等医師の報告によると、同センターに来所相談に訪れたギャンブル依存症患者の大半が、パチンコ、パチスロを行っており、市場規模とも一致します。

田辺医師によると、ギャンブル依存症は、薬物依存症と同様の病変を引き起こす深刻な病気であり、その転帰は、自殺、犯罪、仲間とともに一生治療を続けるという三つのうちのどれかしかないとのことです。自殺や自己破産、横領、窃盗、離婚、ネグレクトなど、社会的損失ははかり知れません。

道は、先般、健康づくり道民調査において、飲酒習慣についての調査はされましたが、ギャンブル依存症には目をつぶっています。

ギャンブル依存症の実態調査に取り組むとともに、専門の医療機関、窓口をふやし、民間の患者団体等との連携に取り組むべきと考えますが、いかがか、伺います。

次に、北海道住宅供給公社の事業計画の見直しの実効性等についてです。

知事は、先日の記者会見で、特定調停に基づき公社が行う事業や債務の返済などを私どもが指導監督しながら進めてきたところであると、胸を張っておられました。

しかし、2015年度の包括外部監査で指摘を受け、長期事業未収金における不明残高や、南幌町みどり野団地の土地評価損などにより、約35億7000万円が、この2年間の住宅供給公社の決算で特別損失として処理されました。当初見積もっていた収入が見込めなくなったほか、道への返済も大幅に未達となっている現状から、公社の事業計画を見直すに至ったのです。

道への返済は先送りするという見直しの内容について、知事はどう考えているのか、改めて伺います。

札幌市の季実の里団地では、戸建て用地の残区画数も少なくなり、割賦債権も順次完済され、今後、収入が減少し、返済資金の確保が難しくなることが予想されます。見直し後の内容では、住宅金融支援機構へは、今後16年間で98億円を返済し、その後、道へは、2050年度までに完済することになっています。

しかし、これまで住宅供給公社への指導監督責任を果たせなかった道の説明では、33年後までの長期間を見通して、果たして計画どおりに返済することができるのか、疑問であり、信用できません。

どのような考えで返済の見通しを立て、今後、道としてどのように管理監督の責任を果たしていくのか、伺います。

次に、給付型奨学金等についてです。

安倍首相は、ことし1月の施政方針演説で、「どんなに貧しい家庭で育っても、夢をかなえることができる。そのためには、誰もが希望すれば、高校にも、専修学校、大学にも進学できる環境を整えなければなりません。」と述べました。

北海道子どもの生活実態調査では、親の年収が低くなるほど、進学を望まない割合がふえている実態が明らかになりました。

このような事態は、これまでの道の施策の中で起こっていることですが、知事は、経済的理由により進学できない本道の実態をどう考えるのでしょうか。

また、知事が4期にもわたって道政のかじ取りをされ続けても、なお、このような事態が残されていることに対して、何が問題だと考えているのでしょうか、伺います。

今や、学生の約半数が奨学金を利用し、子どもが高校生になっても、自身の奨学金を返済し続けなければならない人が4.6%もいる実態が調査結果で示されています。

国は、今年度から給付型奨学金制度を導入しましたが、その予算は2万人分と、2015年に大学や短大に進学した58万3533人のわずか3.4%でしかありません。

給付型奨学金制度の早期の拡充は待たなしと考えます。国に早期の拡充を求めるべきと考えますが、知事の見解を伺います。

また、国任せでなく、道独自の給付型奨学金制度を検討すべきと考えますが、いかがか、伺います。

次に、主権者教育についてです。

第5次北海道教育長期総合計画素案には、主権者教育の推進が、キャリア教育の充実の一つとして記載されています。

主権者教育とは、本来、人格の完成を目指した教育において、みずからが主権者としての権利意識を学び、平和で民主的な国家の形成者として必要な資質を育むものであり、キャリア教育の下に主権者教育があるわけではありません。

教育長期総合計画素案では、主権者教育自体の定義も明記されておらず、主権者教育に対する道教委の姿勢が驚くほど低いと、懸念を抱かざるを得ません。

主権者教育を施策項目の一つとして確立して、主権者教育を充実し、積極的に推進していく必要があると考えますが、いかがか、教育長に伺います。

次に、不登校対策等についてです。

道は、不登校児童生徒に対し、さまざまな支援を行っているとは承知していますが、全国の不登

校児童生徒は、この20年で2倍以上に増加し、本道においても、直近の調査では、小・中・高を合わせて5000人を超え、特に、小中学校では3年連続で増加しています。

多くの児童生徒にとって、学校が安心して通い学べる場ではなくなっていることを示唆するものであり、憲法が保障する学習権からも遠ざかっていると危惧します。

こうした中、昨年9月の国の通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」の中では、不登校を問題行動と判断しないこと、また、不登校児童生徒が悪いという根強い偏見を払拭することなどに加え、不登校が生じないような学校づくりや、組織的、計画的な不登校児童生徒への支援を積極的に推進することが示されたところです。

道教委では、こうしたことを踏まえ、今後、不登校対策をどのように進めていくのか、教育長の所見を伺います。

私は、さきに、札幌市内のフリースクールを訪問し、お話を伺ってきました。そこには、一人一人の児童生徒がみずから課題に取り組み、集団の中でかかわり合い、協調しながらつくり上げていく教育実践がありました。

現在では、フリースクールに通うことで、在籍校において出席と認められるケースも年々ふえてきていると聞いており、新たな学びの場としての認知も進んでいるようです。

不登校児童生徒に対し、学校以外の多様な教育機会や、休養するための居場所を確保することは大切であり、特に、多様な学びの機会として、フリースクールは重要な役割を担うものと考えますが、道教委として、フリースクールへの支援にどう取り組もうと考えているのか、教育長の見解を伺います。

最後に、教職員の働き方についてです。

教育委員会が行った、北海道内の公立学校における直近の教育職員の勤務実態調査により、国が示す過労死ラインの週に60時間以上の勤務をしている教諭は、小学校で23%、中学校で47%、高校では35%にも上っていることがわかりました。疲れ切った状態で児童生徒に向き合うことは、子どもたちの人格形成にも大きな影響を与えます。

長時間労働の解消は緊急を要する課題ですが、教育長の認識を伺います。

とりわけ、副校長、教頭の時間外勤務が苛酷な状況です。

この現状への認識を伺うとともに、こうした実態を引き起こす要因について、どう分析されているのか、伺います。

長時間労働を解消するためには、服務監督権者である教育委員会が、教職員の勤務時間を適切に把握することが必要不可欠です。

6月には文科省から通達も出ていますが、勤務時間の把握について、どのように取り組んできたのか、伺います。

長時間勤務の解消に向けた道教委の取り組みでは、抜本的な対策になっていないと言えます。

教職員の時間外勤務等の解消に向けては、業務量の削減と教員の増員なしには問題解決に至らないと考えますが、どう取り組まれるのか、教育長の見解を求めます。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長勝部賢志君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）佐野議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、自衛隊の道内における訓練についてであります。自衛隊は、関係法令に基づき、各種の教育訓練を行っており、閣議で決定された防衛大綱や中期防衛力整備計画においては、北海道の良好な訓練環境を一層活用し、効果的な訓練を行うとされているところであります。

私といたしましては、本道で実施されるいかなる訓練においても、道民の皆様方の安全、安心の確保が何よりも重要と考えるところであり、演習場外での訓練も含め、国の責任において安全管理の徹底が図られる必要があるものと考えているところであります。

次に、生活保護制度についてであります。国民は、全て、健康で文化的な最低限度の生活が保障されており、そうした中で、生活保護制度は、セーフティーネットの役割として不可欠な制度であると認識をいたします。

生活扶助基準については、5年に1度、検証を行うこととされており、現在、国では、平成30年度の基準見直しに向けた検討が行われていると承知をいたしております。

道といたしましては、国に対し、広域かつ積雪寒冷である本道の実情を伝えながら、生活保護の基準が地域特性を十分踏まえたものとなるよう要望しているところであり、今後とも、保護を必要とする方々が適切な支援を受けられるよう努めてまいります。

次に、アイヌ政策の課題などについてであります。我が国の先住民族であるアイヌの人たちは、明治期以降のさまざまな政策により、伝統的な生活や生産手段を失い、また、文化面等でも差別を受けるなど、苦しい生活を余儀なくされたという歴史的事実があったと認識いたします。

道では、こうした経緯を踏まえ、アイヌの人たちの社会的・経済的地位の向上を図るため、住宅の整備や生活環境の改善を初め、教育の充実、産業、雇用の振興など、各種施策を総合的に推進してきているところであります。

現在、国においては、アイヌ政策の再構築に向けて、立法措置を含め、総合的な検討を進めることとしているところであり、道といたしましては、こうした国の動きも踏まえながら、アイヌの人たちの歴史や文化への一層の理解の促進に努めるとともに、民族としての誇りが尊重される社会の実現に向けて、アイヌ協会や市町村等と連携をし、しっかりと取り組んでまいります。

次に、I Rに係る国の対策についてであります。I Rについては、インバウンドの加速化に向けた大きな推進力になると期待される一方で、ギャンブル依存症などの社会的影響を懸念する声もあるものと認識いたします。

本年7月に示された、国のI R推進会議の取りまとめにおいては、依存防止対策として、日本人及び国内に居住する外国人に対する入場回数の制限や、マイナンバーカードによる本人確認、事業者が実施する依存防止措置など、厳しく規制する考え方が示されたところであり、道といたしましては、こうした国の検討状況を注視するとともに、ギャンブル依存症などの社会的影響に対する万全の対策が盛り込まれた制度設計が確実に行われるよう、引き続き、国に対し必要な対

策を求めてまいります。

次に、北海道住宅供給公社に関し、まず、事業計画の見直しについてであります。公社では、平成27年度の包括外部監査の指摘を踏まえて行った会計処理が、特定調停に基づく将来の返済計画に影響を及ぼすことがないよう、本年度、事業計画の見直しを行い、住宅金融支援機構に対する債務は45年度に完済し、道からの借入金についても、62年度までに完済する計画としたところであります。

道といたしましては、特定調停のスキームに則して、公社経営を維持していくためには、住宅金融支援機構の返済が終了するまでの間、現行計画よりも道への返済額が減少することについては、やむを得ないものと考えたところであります。

次に、返済の見直しについてであります。住宅供給公社では、今回の見直しに当たって、保有する業務用地の賃貸化や賃貸資産の有効活用、公社の事務管理経費の削減などにより、新たな返済財源の確保を図り、住宅金融支援機構及び道に対して債務を完済する計画としたところであります。

道といたしましては、公社が計画を着実に実行し、債務を返済していくことが重要と考えているところであり、引き続き、担当副知事をトップとする運営監理委員会において、進捗状況を把握するとともに、随時、専門家の意見を伺うなどして、公社経営の指導監督の強化に努めてまいります。

最後に、大学生等に対する修学支援についてであります。国による給付型奨学金制度は、意欲と能力があるにもかかわらず、経済的事情により進学を断念せざるを得ない若者の大学進学を後押しする上で、有効な手段の一つと考えており、道では、1人でも多くの若者がこの制度を活用できるよう、制度の拡充について提案要望を行うとともに、全国知事会においても、国に対して強く要請してきているところであります。

本制度は、来年度から本格実施をされることとなるところであります。私といたしましては、本道の全ての若者が夢と希望を持って未来へ羽ばたいていけるよう、引き続き、国の制度の実績や課題等の把握に努めるとともに、全国知事会とも連携しながら、修学支援の充実に取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 総務部危機管理監橋本彰人君。

○総務部危機管理監橋本彰人君（登壇）自衛隊の訓練についてであります。自衛隊は、演習場内だけでは訓練できないさまざまな地形に対応するため、地元市町村や土地所有者などの承諾を得た上で、演習場外においても訓練を実施する場合があります。と承知いたしております。

このたびの北部方面隊の訓練につきましては、自衛隊から、各種の事態に対処する能力の向上が目的であると、事前に説明をいただいております。道といたしましては、道内で実施される訓練については、道民の皆様方の安全、安心が確保されることが何よりも重要と考えておりま

す。

以上でございます。

**○副議長勝部賢志君** 保健福祉部長佐藤敏君。

**○保健福祉部長佐藤敏君**（登壇）生活保護に関し、まず、生活扶助基準についてでございますが、国では、全国消費実態調査等をもとに、一般低所得者世帯の消費実態との均衡が適切に図られているかなどについて、専門的かつ客観的な検証を行った上で、生活扶助基準を設定しているところでございます。

また、この水準は、その時々を経済情勢の変化や国民の社会通念などの影響を受けるものでありますことから、5年に1度、検証を行うこととされております。

この生活扶助基準は、最低限度の生活の需要を満たすに十分なものとして、国が定めているものでございまして、道としては、訪問調査などを通じて把握した、生活保護受給世帯の生活状況や健康状態に応じ、必要な保護を行うなどして、適切な生活水準が維持されるよう支援してまいります。

次に、冬季加算についてでございますが、現行の冬季加算は、平成27年に見直され、傷病や障がい等で常時在宅する方がいる場合などは、特別基準として加算額を1.3倍にすることができることとされたところでございます。

道といたしましては、こうした特別基準が適切に運用されるよう、保護を決定、実施する福祉事務所に対して指導しているところであり、国に対しては、冬季加算が、積雪寒冷である本道の地域特性に即したものとなるよう、引き続き要望してまいります。

最後に、ギャンブル等依存症対策についてでございますが、現在、国では、ギャンブル等依存症対策の強化に向けて、実態把握のための全国調査を実施しており、今後は、この調査結果等を踏まえ、専門的な医療体制の構築や、依存症相談拠点の設置等の対策の検討が行われるものと承知をいたしております。

道といたしましては、これまでも、精神保健福祉センターや保健所における、本人、御家族への相談支援のほか、自助グループの育成、相談対応等の技術的な助言、地域での学習会やホームページ等を活用した啓発、支援者向けの研修会の開催などの依存症対策を進めてきたところでございます。

今後は、国として、関係行政機関が連携し、必要な取り組みを講じていくこととされており、道といたしましても、市町村や医療機関、民間団体等との連携のもと、ギャンブル等依存症から回復したいと思っている方々への支援に努めてまいります。

以上でございます。

**○副議長勝部賢志君** 環境生活部長小玉俊宏君。

**○環境生活部長小玉俊宏君**（登壇）アイヌの人たちの遺骨の返還についてであります。国では、平成25年6月に決めました、アイヌ遺骨の返還・集約に係る基本的な考え方にに基づき、各大学等に保管されているアイヌの遺骨につきまして、関係者の理解と協力のもと、遺族等への返還

が可能なものは、アイヌの人たちへの返還に努めることとしております。

直ちに返還できない遺骨等につきましては、国が主導して、民族共生象徴空間の慰霊施設に集約し、アイヌの人たちによる受け入れ体制が整うまでの間、適切な慰霊と管理を行うこととされているところであります。

また、各大学等におきましては、個人が特定されていないアイヌの遺骨等につきまして、その特定に努めていると承知しており、道といたしましては、アイヌの人たちの意向に沿ったアイヌの遺骨の早期返還に向けた取り組みが進んでいるものと認識しております。

次に、遺骨の地域への返還についてであります。大学が保管するアイヌの遺骨等のうち、個人が特定された遺骨等につきましては、平成26年6月に国が定めました、返還手続に関するガイドラインに基づき、昨年9月より、各大学において返還手続が進められております。

また、本年5月に開催された国のアイヌ政策推進会議におきまして、出土地域が明らかな遺骨等の地域返還の基本的な考え方が示され、今後、アイヌの人たちの意向に沿って、その取り扱いを検討するとされたところであり、道といたしましては、引き続き、アイヌの人たちの尊厳ある慰霊が着実に進むよう、国に働きかけてまいります。

以上でございます。

**○副議長勝部賢志君** 保健福祉部少子高齢化対策監佐藤和彦君。

**○保健福祉部少子高齢化対策監佐藤和彦君**（登壇）給付型奨学金等に関し、子どもの進学についてであります。このたびの子どもの生活実態調査において、進学意向について尋ねたところ、一人親世帯や収入が少ない世帯では、「高校まで」と回答する割合が高いことなどが明らかになったところでございます。

本道は、生活保護を受給する割合が全国平均に比べて高いことや、母子世帯では年収が200万円未満の世帯が5割を超えていることなど、非正規雇用や失業等も背景に、経済的に厳しい家庭が多いものと考えており、道では、家庭の経済状況に左右されることなく、子どもの希望がかなうよう、生活困窮世帯などへの学習支援の実施や、一人親世帯の就労支援の強化など、子どもの貧困対策に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

**○副議長勝部賢志君** 教育長柴田達夫君。

**○教育長柴田達夫君**（登壇）佐野議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、主権者教育についてでございますが、道教委では、キャリア教育においては、特に学科や卒業後の進路を問わず、現実的に、社会、職業への理解を深めることや、将来、社会にどのように参画していくのかを考えさせる教育活動などを通して、生徒の社会的、職業的な自立に向け、必要な基盤となる資質、能力を育成することが重要であると考えております。

このことを踏まえ、現在策定中の教育長期総合計画において、我が国の将来を担う児童生徒が、主権者として社会の中で自立し、他者と連携協働しながら社会を生き抜く力や、地域の課題の解決を社会の構成員として主体的に担う力を身につけることなどを目的にしている主権者教育

について、キャリア教育との関連性を踏まえて、その推進を図ることを明記したところでございます。

道教委といたしましては、今後においても、現代社会の諸課題について、多面的、多角的に考察し、公正に判断する力を養うとともに、人間としてのあり方、生き方に関する自覚を育てるなど、主権者教育の充実を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、不登校対策等に関し、まず、児童生徒への支援についてでございますが、不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものであるとの考えのもとで、その支援に当たっては、登校という結果のみを目標にするのではなく、多様な教育の機会を確保しながら、個々の状況に応じた支援に努めることが重要でありますことから、道教委では、これまで、児童生徒理解・教育支援シートの活用や、学校の内外で専門的な相談や指導が受けられる窓口の周知徹底などを通して、不登校の理由等を的確に把握し、適切な支援等を行うよう、市町村教育委員会や学校に対して指導を行ってきたところでございます。

今後におきましては、こうした取り組みの充実はもとより、不登校を未然に防止するための、安心して教育を受けられる魅力ある学校づくりに向けて、学ぶ楽しさを実感できる授業の実施や、教育活動全体を通じて児童生徒の自己存在感や自己有用感を高める取り組みの一層の充実を図られるよう、市町村教育委員会や学校に対して指導助言を行ってまいりたいと考えてございます。

次に、フリースクールについてでございますが、不登校児童生徒の状況はさまざまであり、学校以外の学習の場の提供や、一定期間の休養の確保など、一人一人の状況に応じた必要な支援を行い、社会的な自立を支えていくことが大切であると考えております。

そのため、道教委では、これまで、フリースクール等の民間施設への訪問、意見交換などを通じて、子どもたちや施設の実情等を把握するとともに、施設の活動内容などに関する資料を作成し、市町村教育委員会や学校等に周知するほか、施設関係者と、子どもたちの学びの充実に向けた協議などを行ってきたところでございます。

今後とも、こうした取り組みを一層推進するとともに、子どもたちへのきめ細やかな支援の充実を図るため、市町村教育委員会や学校に対し、フリースクール等の民間施設との一層の連携を働きかけるなど、不登校児童生徒一人一人の状況に応じた多様な教育機会の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、教職員の働き方に関し、まず、教職員の時間外勤務についてでございますが、昨年度、道教委が独自に実施した勤務実態調査では、平成20年度に実施した前回の調査や、国の教員勤務実態調査と比較して改善は見られるものの、教頭の勤務時間や、部活動に係る教諭の従事時間が全国平均よりも長いことなどの課題が明らかになったところでございます。

道教委といたしましては、学校教育の成否は、子どもたちに直接触れ合う教職員によるところが大きく、特に、広域分散型で、小規模校が多い本道においては、教職員一人一人の果たす役割が大きいことから、教職員が、意欲とやりがいを持って、健康に働くことができる環境を整備することが喫緊の課題であると考えております。

次に、副校長及び教頭の時間外勤務についてでございますが、今回の調査では、副校長、教頭の業務の中で、教育課程の編成、管理、学校行事の企画、準備、調査業務を含めた事務処理や、個別の打ち合わせを含めた会議等の従事時間が、前回の調査と比較して長くなっており、また、時間外勤務等縮減推進会議におきましては、保護者、地域からの要望等への対応や、生徒指導における課題への対応などを中心的に担っていることが、副校長、教頭の長時間勤務の要因として指摘されているところでございます。

次に、勤務時間の把握についてでございますが、道教委では、毎年度示している、時間外勤務等の縮減に向けた重点取組において、管理職員が、職員の業務従事時間や業務内容などの把握に努めることといたしており、校長会議など各種会議の場を活用し、その取り組みを促してきたところでございます。

こうした中、中教審の緊急提言において、服務監督権者である教育委員会は、教員の勤務時間を、自己申告方式ではなく、客観的に把握し、集計するシステムを構築するよう努めることと示されましたことから、道教委といたしましては、今後、勤務時間の把握、記録の具体的な方法について検討を行ってまいります。

最後に、今後の取り組みについてでございますが、道教委といたしましては、今回の調査結果をもとに、その要因、背景などを分析しながら、部活動休養日の完全実施や調査業務の見直しなどに直ちにに取り組むことといたしており、外部有識者から成る時間外勤務等縮減推進会議で御議論をいただきながら、部活動指導員の活用など、指導体制の充実や、勤務時間の客観的な把握など、具体的な施策の検討を進め、年度内を目途にアクションプランを作成し、時間外勤務の一層の縮減に向けて取り組みを強化するとともに、教職員定数の改善など、教員が子どもと向き合う時間の確保に向けて、引き続き、国に強く求めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 佐野弘美さん。

○29番佐野弘美君（登壇・拍手）（発言する者あり）指摘を交え、再質問をいたします。

初めに、自衛隊の新たな演習場外訓練等についてです。

自衛隊の大規模な演習場外訓練について、北海道の良好な訓練環境を一層活用していただくものという知事の認識には、驚きを隠せません。

今回の訓練は、規模においても、内容においても、これまでとは大きく違ってきます。

学校は、子どもたちの教育が行われる現場であり、地域のコミュニティーの場でもあります。私どもの調査では、地対艦ミサイルの発射準備訓練が、演習場ではなく、道内の幾つもの学校グラウンド跡地で行われるほか、道東、道北、道央、道南の広い範囲で訓練が実施されます。

オスプレイの道内での訓練について、北海道の沖縄化が進んでいるのではないかという、我が党の宮川議員の代表質問に対して、知事は、専門的知見を有する防衛省の判断だと、国任せの無責任な答弁でした。今回の訓練についても同様ではありませんか。

知事は、今回の大規模な演習場外訓練が、道内のどこで、どのように行われているのかを把握

しているのでしょうか。

知事は、情報提供を求めたのですか。それとも、知事が求めても、回答されなかったのですか、お聞きします。

自治体の中には、自衛隊からの演習場外訓練の要請に対し、再検討を求めたところもあると聞いています。

知事は、今回の訓練が、どのような内容で、道内の幾つの市町村で展開されているかを把握されているのでしょうか。道民の安全、安心の確保に責任を持つ知事として、明確にお答えください。

次に、生活保護についてです。

生活保護基準は、年金や最低賃金、就学援助等にも影響を与えるものであり、国民全体の生活水準を上げるためにも、引き上げが求められています。

特に、冬季加算が減額されたことは、本道の生活保護受給者にとって重大問題です。所得が低い世帯ほど、冬場の室温が低くなっているという調査もあり、生存権が脅かされている事態です。

道として、生活保護受給者の生活実態を把握し、保護基準の引き上げ、冬季加算の増額を国に要望すべきであると指摘します。

次に、アイヌを取り巻く課題についてです。

北海道150年事業を契機に、北海道の歴史や文化が見詰め直されています。

道としては、アイヌの同化政策や遺骨の持ち去り、ダム建設時のチノミシリの破壊など、負の歴史も正確に調査し、後世に残す取り組みを進めるよう指摘します。

次に、ギャンブル依存症対策についてです。

知事は、専門医の警告をどう受けとめているのでしょうか。先ほどの答弁からは、ギャンブル依存症が、深刻、かつ医療の対象となる病気であるとの認識が伝わってきません。

ギャンブルについては、自己責任や家族の責任を指摘されがちで、ギャンブル依存症に対する誤った社会的認識が多く見受けられます。

その誤解を解き、治療が必要な病気であるということを普及啓発し、医療相談体制の充実を一層進めるために、知事はどう取り組まれるのか、伺います。

次に、北海道住宅供給公社についてです。

先ほどの、返済見通しに関する知事の御答弁では、計画を裏づける根拠となるものが全くありませんでした。

道は、これまで、住宅供給公社への指導監督を強化すると言ってきたにもかかわらず、公社の債務超過は約97億円にまで膨らんできました。これでは、信用したくても信用できません。

再度、返済の見通しについて伺います。

次に、主権者教育についてです。

教育長からは、主権者教育を、キャリア教育との関連性を踏まえて推進するとの御答弁があり

ましたが、キャリア教育を推進するために主権者教育があるとの疑念は払拭されないままです。

主権者教育は、教育基本法で定められた教育の目的である人格の完成の前提となるはずで、キャリア教育の具体化としての主権者教育ではなく、教育推進の大きな柱として、主権者教育を位置づけるべきです。

子どもの自主性を尊重し、主権者としての権利意識に目覚め、平和で民主的な国家の形成者を育む主権者教育を推進するよう指摘します。

最後に、不登校対策についてです。

登校という結果のみを目標とするのではなく、個々の状況に応じた支援に努めるという考え方は重要です。

しかし、学校が安心して学べる場所ではなくなっていることに対する評価や改善への視点に欠けています。学校管理者の評価のみに頼るのではなく、児童生徒や家族、現場の教師から意見を聞き取り、教育環境の改善に努めるべきと考えます。

また、フリースクール等との連携を進めているとはいえ、まだまだ、多くの児童生徒には教育の機会が完全に保障されているとは言えないのが現状ではありませんか。

本人の選択を尊重し、児童生徒が安心して学べる環境をつくるために責任を持つのが道教委ではありませんか。あまねく教育機会の確保を実現するよう強く指摘します。

以上、再々質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

**○副議長勝部賢志君** 知事。

**○知事高橋はるみ君**（登壇）佐野議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、自衛隊の訓練などについてであります。このたびのような大規模な訓練に関しては、概要などについて情報提供を受けているところであり、陸上自衛隊からは、8月28日から10月5日にかけて、道内の演習場や駐屯地のほか、28の市町村において、人員が約1万7000名、車両が約3200両といった規模のもと、総合訓練や機能別の訓練を実施するとの情報提供があったところであります。

いずれにいたしましても、本道で実施される訓練においては、安全管理の徹底が図られる必要があり、必要な申し入れを行ったところでもあります。

次に、ギャンブル等依存症についてであります。この疾患は、ギャンブル等にのめり込むことで生活に支障が生じ、治療を必要としている状態であり、自己破産や家庭崩壊、自殺、犯罪などの深刻な事態につながりかねないものと認識をいたします。

道といたしましては、市町村や医療機関などとの連携のもと、ギャンブル等依存症の方々に対する支援に努めることはもとより、治療が必要な疾患であることなど、依存症に関する正しい知識について、広く道民の方々に対し、地域での学習会やホームページなどを通じて周知を図ってまいります。

最後に、住宅供給公社の債務の返済についてであります。公社では、債務の完済に向け、分譲資産の賃貸化などにより、新たな賃貸収入を確保することとしているところであり、既に、札

幌市内の複数の大規模業務用地について、個別企業と、長期の賃貸借契約に向けた協議を行っておりますほか、公社保有賃貸住宅の家賃の見直しや、南幌町みどり野団地において町と連携したモデルハウスの展示による需要喚起を行うなど、長期的かつ安定的な財源の確保に向けた取り組みを行っているところであります。

道といたしましては、公社が、特定調停に基づき、住宅金融支援機構への返済を計画どおりに行うとともに、道への返済についても確実に進めていくよう、引き続き、公社経営の指導監督の強化に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 佐野弘美さん。

○29番佐野弘美君（登壇・拍手）（発言する者あり）知事が再答弁をされましたが、以下、数点指摘します。

まず、北海道の軍事基地化についてです。

自衛隊の大規模訓練が、道内の28もの市町村の学校グラウンド跡地や民有地など、住民の目に触れる演習場外で行われているという、驚くべき事態の進行が初めて答弁で明らかになりました。

観光地で行われている自衛隊の訓練に驚いた市民が自治体に問い合わせをするということも起きています。

オスプレイの夜間飛行訓練や、矢臼別演習場での高機動ロケット砲システムの使用など、訓練強化が進んでいます。

知事は、国に安全管理をお願いするだけでなく、実態をよく把握して、道民に情報を提供するとともに、北海道の軍事基地化に反対する姿勢を明確にすべきと指摘します。

次に、ギャンブル依存症対策についてです。

知事から、治療が必要な深刻な事態と認識し、広く道民への周知を図るとお答えいただいたことは重要です。

しかし、田辺医師が指摘するように、課題は山積しています。それは、地域での学習会の講師や、治療に対応できる機関等における専門家の圧倒的不足、当事者グループや家族会を支えるマンパワーの不足、市民社会の日常に根づいたギャンブルや、カジノの導入による新たな依存症の問題等です。

世論調査で、道民の過半数がカジノに反対としているのは、決してイメージからのみではなく、既に、身近でギャンブルによる被害を受けている方が多いことを意味しているのではないのでしょうか。

知事として、こうしたギャンブルによる被害の深刻さや、多くの道民の声を重く受けとめ、北海道にカジノを導入すべきではないことを強く指摘します。

北海道住宅供給公社の事業計画の見直しの実効性についてです。

知事から、住宅支援機構への返済を計画どおりに行う、道への返済についても確実に進めてい

くよう、引き続き、公社経営の指導監督の強化に努めるとの再答弁を受けましたが、具体的な進行管理については、これまでどおり副知事を先頭にした体制で行うということで、実効性が高く、説得力を持った対策は提案されていません。

これまでの経過から、今後、2050年までの30年以上を見据えて、公社が返済を確実に行うことを知事は本当に確約できるのでしょうか。知事と道は最後まで責任を持てるのでしょうか。道民は厳しい目で見ています。

住宅供給公社の経営状況をつまびらかに公開し、第三者の視点も加えて、厳しい検証を怠らないことが求められると指摘しておきます。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）